

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 1 月 6 日

月 曜 日

第 3709 号

目 次

告 示

- 共同漁業の免許 1
- 第 5 種共同漁業の免許 4
- 遊漁規則の認可 5
- 土地区画整理事業の換地処分 16
- 指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出

公 告

- 平成25年度富山県井波木彫刻技能審査の実施

公安委員会公告

- 駐車監視員資格者講習の開催 17

告 示

富山県告示第 1 号

共同漁業の免許について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第10条の規定により、平成26年 1 月 1 日付で共同漁業を次のとおり免許した。

平成26年 1 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

免許番号 (公示番号)	漁業権者の住所、氏名又は名称	制限又は条件
共第 1 号	下新川郡朝日町宮崎1353番地 代表者 朝日町漁業協同組合	なし
共第 2 号	下新川郡入善町芦崎 338番地 入善漁業協同組合	なし

共第 3 号	黒部市生地中区365番地 くろべ漁業協同組合	なし
共第 4 号	魚津市漁港定坊割 魚津漁業協同組合	公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。
共第 5 号	滑川市高塚2616番地 滑川漁業協同組合	境界線附近における小型定置漁業については、隣接定置漁業権者と協議のうえ敷設しなければならない。
共第 6 号	富山市四方港町87番地 とやま市漁業協同組合	1 小型定置漁業については、隣接定置漁業権者と協議のうえ敷設しなければならない。 2 次のサ、シ、エ、ス、セ、ソ及びサの各点を順次に結ぶ直線によって囲まれた区域内に停泊することを目的に出入りする船舶の妨げをしてはならない。 サ 基点第20号から方位 54度15分12秒 2, 143. 671メートルの点 シ 基点第20号から方位 42度13分06秒 2, 591. 758メートルの点 エ 基点第20号から方位 29度00分 2, 365メートルの点 ス 基点第20号から方位 21度29分49秒 2, 854. 788メートルの点 セ 基点第20号から方位 17度20分54秒 2, 784. 123メートルの点

		<p>ソ 基点第20号から方位 33度48分04秒 1,509.611メー トルの点</p> <p>3 公共施設である港湾の外郭 施設の維持及び管理に支障のな いようにしなければならない。</p>
共第7号	射水市八幡町一丁目1100番地 新湊漁業協同組合	<p>1 次のシの点を中心として半 径 400メートルを有する円内の 区域及び次のス、セ、ソ及びタ の各点を順次に結ぶ直線によっ て囲まれた区域内に停泊するこ とを目的に出入りする船舶の妨 げをしてはならない。</p> <p>シ 基点23号から方位 11度56分47秒 1,538.153メー トルの点</p> <p>ス 基点23号から方位 22度24分53秒 1,798.713メー トルの点</p> <p>セ 基点23号から方位 20度43分37秒 2,972.326メー トルの点</p> <p>ソ 基点23号から方位 9度16分53秒 3,024.960メー トルの点</p> <p>タ 基点23号から方位 3度34分46秒 1,853.296メー トルの点</p> <p>2 公共施設である港湾の外郭 施設の維持及び管理に支障のな いようにしなければならない。</p>

共第 8 号	射水市八幡町一丁目 1100 番地 代表者 新湊漁業協同組合	公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。
共第 9 号	氷見市比美町 435 番地 氷見漁業協同組合	なし
それぞれの「漁業の名称」、「漁業の時期」、「漁場の位置」、「漁場の区域」及び「存続期間」は、平成 25 年 4 月 26 日富山県告示第 221 号のとおり		

富山県告示第 2 号

第 5 種共同漁業の免許について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 10 条の規定により、平成 26 年 1 月 1 日付けで第 5 種共同漁業権を次のとおり免許した。

平成 26 年 1 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

公示番号・ 免許番号	漁業権者の住所及び 名称	免許の内容	制限又は条件	存続期間
内共第 17 号	富山市丸ノ内 1 丁目 6 番 1 号 富山漁業協同組合 岐阜県飛騨市宮川町 巢之内 25 番地 1 宮川下流漁業協同組 合 岐阜県飛騨市神岡町 船津 2132 番地 23 高原川漁業協同組合 代表者 富山市丸ノ内 1 丁目	平成 25 年 9 月 4 日富山県告 示第 377 号公 示内容のとおり	平成 25 年 9 月 4 日富山県告 示第 377 号公 示内容のとおり	平成 25 年 9 月 4 日富山 県 告 示 第 377 号公示 内容のとおり

	6番1号 富山漁業協同組合			
--	------------------	--	--	--

富山県告示第3号

遊漁規則の認可について

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により、平成26年1月1日付けで富山漁業協同組合内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則（以下「遊漁規則」という。）を認可したので、同条第7項の規定により公示する。

平成26年1月6日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 漁業権者の名称及び住所
富山漁業協同組合
富山県富山市丸ノ内1丁目6番1号
- 2 漁業権の免許番号
内共第17号
- 3 遊漁規則の施行日
平成26年1月1日
- 4 遊漁規則の全文（別記様式については省略）

富山漁業協同組合内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は富山漁業協同組合、宮川下流漁業協同組合及び高原川漁業協同組合が免許を受けた内共第17号第5種共同漁業権に係わる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、いわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ富山、宮川

下流及び高原川漁業協同組合（以下「組合」という。）に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具及び漁法を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は第 1 項の規定による申請があったときは、第 11 条第 1 項に規定する場合を除き第 1 項の承認をするものとする。
- 4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 7 条第 1 項に規定する遊漁料を同条第 3 項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限）

第 3 条 遊漁による漁具、漁法は手釣、竿釣（あゆについては友釣りのみ）に限るものとする。

（遊漁期間）

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象にする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日まで
やまめ	4月1日から9月9日まで
いわな	4月1日から9月9日まで

（禁止区域）

第 5 条 前条に規定する期間であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においてイ欄の期間中はウ欄の魚種について遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
関西電力蟹寺発電所放水路上流端から下流 100メートルの区域	1月1日から 12月31日まで	全魚種

（全長制限）

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算金
		日釣	年釣	
あゆ、やまめ、 いわな	竿釣	2,000円	10,000円	2,000円
	手釣			

ただし、やまめ及びいわなについては、富山県内共10号富山漁業協同組合、岐阜県内共37号、内共44号及び45号宮川下流漁業協同組合、岐阜県内共39号及び40号高原川漁業協同組合いずれかの当該魚種の遊漁証認を受けている場合でも遊漁できるものとする。

2 次の表に掲げる者については前項に規定する遊漁料の額をそれぞれ右欄に掲げるとおり減免するものとする。

ただし、減免を受けようとするときは、これを証する手帳、書類等を遊漁証取扱場所に提示し受けなければならない。

区分	遊漁料	
	日釣	年釣
中学生以下	全額	全額
身体障害者（身体障害者手帳3級以上、又は療育手帳所持者）	1,000円	5,000円
女性		

3 遊漁料は組合が指定する遊漁証取扱場所において納付しなければならない。

ただし、日釣による遊漁の場合には当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。この場合には第1項に規定する現場加算額を合わせて納付するものとする。

4 前項に規定する指定遊漁証取扱場所は、組合の掲示場所等に公示するほか遊

漁証取扱場所には「遊漁証取扱所」の表札又は幟掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式 1 号による遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付しなければならない。

2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 9 条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 10 条 この規則の励行に関し必要な指示及び指導を行わせるために、漁場監視員を置く。

2 漁場監視員は別記様式第 2 号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

2 組合は前項の遊漁者に対して、その違反の程度に応じて違約金を徴することがある。

富山県告示第 4 号

遊漁規則の認可について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 129 条第 5 項の規定により、平成 26 年 1 月 1 日付けで宮川下流漁業協同組合内共第 17 号第 5 種共同漁業権遊漁規則（以下「遊漁規則」という。）を認可したので、同条第 7 項の規定により公示する。

平成26年1月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 漁業権者の名称及び住所

宮川下流漁業協同組合

岐阜県飛騨市宮川町巢之内25番地1

2 漁業権の免許番号

内共第17号

3 遊漁規則の施行日

平成26年1月1日

4 遊漁規則の全文（別記様式については省略）

宮川下流漁業協同組合内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は宮川下流漁業協同組合、高原川漁業協同組合及び富山漁業協同組合が免許を受けた内共第17号第5種共同漁業権に係わる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、いわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ宮川下流漁業協同組合、高原川漁業協同組合及び富山漁業協同組合（以下「組合」という。）に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具及び漁法を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、第11条第1項に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を同条第3項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限）

第3条 遊漁による漁具、漁法は手釣、竿釣（あゆについては友釣りのみ）に限

るものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象にする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日まで
やまめ	4月1日から9月9日まで
いわな	4月1日から9月9日まで

(禁止区域)

第 5 条 前条に規定する期間であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においてイ欄の期間中はウ欄の魚種について遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
関西電力蟹寺発電所放水路上流端から下流 100メートルの区域	1月1日から 12月31日まで	全魚種

(全長制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算金
		日釣	年釣	
あゆ、やまめ、 いわな	竿釣	2,000円	10,000円	2,000円
	手釣			

ただし、やまめ及びいわなについては、岐阜県内共37号、内共44号及び45号宮川下流漁業協同組合、岐阜県内共39号及び40号高原川漁業協同組合、富山県

内共10号富山漁業協同組合いずれかの当該魚種の遊漁証認を受けている場合でも遊漁できるものとする。

- 2 次の表に掲げる者については前項に規定する遊漁料の額をそれぞれ右欄に掲げるとおり減免するものとする。

ただし、減免を受けようとするときは、これを証する手帳、書類等を遊漁証取扱場所に提示し受けなければならない。

区分	遊漁料	
	日釣	年釣
中学生以下	全額	全額
身体障害者（身体障害者手帳3級以上、又は療育手帳所持者）	1,000円	5,000円
女性		

- 3 遊漁料は組合が指定する遊漁証取扱場所において納付しなければならない。

ただし、日釣による遊漁の場合には当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。この場合には第1項に規定する現場加算額を合わせて納付するものとする。

- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱場所は、組合の掲示場所等に公示するほか遊漁証取扱場所には「遊漁証取扱所」の表札又は幟掲げるものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式1号による遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付しなければならない。

- 2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第10条 この規則の励行に関し必要な指示及び指導を行わせるために、漁場監視員を置く。

2 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

2 組合は前項の遊漁者に対して、その違反の程度に応じて違約金を徴することがある。

富山県告示第5号

遊漁規則の認可について

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により、平成26年1月1日付けで高原川漁業協同組合内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則（以下「遊漁規則」という。）を認可したので、同条第7項の規定により公示する。

平成26年1月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 漁業権者の名称及び住所

高原川漁業協同組合

岐阜県飛騨市神岡町船津2132番地23

2 漁業権の免許番号

内共第17号

3 遊漁規則の施行日

平成26年1月1日

4 遊漁規則の全文（別記様式については省略）

高原川漁業協同組合内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は高原川漁業協同組合、宮川下流漁業協同組合及び富山漁業協同組合が免許を受けた内共第17号第5種共同漁業権に係わる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、いわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ高原川漁業協同組合、宮川下流漁業協同組合及び富山漁業協同組合（以下「組合」という。）に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具及び漁法を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、第11条第1項に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を同条第3項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限）

第 3 条 遊漁による漁具、漁法は手釣、竿釣（あゆについては友釣りのみ）に限るものとする。

（遊漁期間）

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象にする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日まで
やまめ	4月1日から9月9日まで
いわな	4月1日から9月9日まで

（禁止区域）

第 5 条 前条に規定する期間であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においてイ欄の期間中はウ欄の魚種について遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
関西電力蟹寺発電所放水路上流端から下流 100メートルの区域	1月1日から 12月31日まで	全魚種

(全長制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算金
		日釣	年釣	
あゆ、やまめ、 いわな	竿釣	2,000円	10,000円	2,000円
	手釣			

ただし、やまめ及びいわなについては、岐阜県内共39号及び40号高原川漁業協同組合、岐阜県内共37号、内共44号及び45号宮川下流漁業協同組合、富山県内共10号富山漁業協同組合、いずれかの当該魚種の遊漁証認を受けている場合でも遊漁できるものとする。

2 次の表に掲げる者については前項に規定する遊漁料の額をそれぞれ右欄に掲げるとおり減免するものとする。

ただし、減免を受けようとするときは、これを証する手帳、書類等を遊漁証取扱場所に提示し受けなければならない。

区分	遊漁料	
	日釣	年釣
中学生以下	全額	全額
身体障害者（身体障害者手帳3級以上、又は療育手帳所持者）	1,000円	5,000円

女性		
----	--	--

- 3 遊漁料は組合が指定する遊漁証取扱場所において納付しなければならない。
ただし、日釣による遊漁の場合には当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。この場合には第 1 項に規定する現場加算額を合わせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱場所は、組合の掲示場所等に公示するほか遊漁証取扱場所には「遊漁証取扱所」の表札又は幟掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式 1 号による遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付しなければならない。

- 2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 9 条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 10 条 この規則の励行に関し必要な指示及び指導を行わせるために、漁場監視員を置く。

- 2 漁場監視員は別記様式第 2 号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

- 2 組合は前項の遊漁者に対して、その違反の程度に応じて違約金を徴することがある。

富山県告示第 6 号

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 3 項の規定により立山町前沢中央町土地区画整理事業施行者から換地処分をした旨届出があったので、同条第 4 項の規定によりその旨を公告する。

平成26年 1 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第 7 号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第 3 号の規定により公示する。

平成26年 1 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		辞退する自立支援医療の種類	病院又は診療所において辞退する医療の種類	辞退年月日
名 称	所在地			
桜町薬局	富山市桜町 1 丁目 3-4 東洋12ビル 1 F	精神通院医療		平成25年12月31日

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

平成25年度富山県井波木彫刻技能審査の実施

平成25年度富山県井波木彫刻技能審査を次のとおり実施する。

平成26年 1 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 等級の区分

1 級及び2級

2 審査の期日及び場所

(1) 期日 平成26年2月13日(木)及び同月14日(金)の2日間

(2) 場所 南砺市井波 700番地の 111

井波木彫刻工芸高等職業訓練校

3 審査の方法

学科試験及び実技試験(写生及び彫刻)

4 受験手続

平成26年1月6日(月)から同月17日(金)までに、南砺市北川 733番地(〒932-0226)井波彫刻協同組合に受験申請書を提出すること。

なお、郵送による場合は、平成26年1月17日(金)までの消印のあるもの限り有効とする。

5 その他

詳細については、井波彫刻協同組合(電話0763-82-5179)又は富山県商工労働部職業能力開発課(電話076-444-3260)に問い合わせること。

駐車監視員資格者講習の開催

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イの規定に基づく駐車監視員資格者講習を次のとおり開催するので、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定により公示する。

平成26年1月6日

富山県公安委員会委員長 高橋 卓朗

1 講習の開催日時、場所

区 分	日 時	場 所
第 1 日 目	平成26年2月17日(月) 午前9時から午後5時まで	富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部
第 2 日 目	平成26年2月18日(火) 午前9時から午後5時まで	

修 了 考 査	平成26年2月20日（木） 午前10時から午前11時まで	
---------	---------------------------------	--

2 受講手続

(1) 申込期限

平成26年1月31日（金）午後5時

(2) 申込先

郵便番号930-8570

富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通指導課

(3) 申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

イ 本人の写真（受講の申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で縦 3.0cm×横 2.4cmの大きさのもの） 1枚

ウ 受講手数料19,000円（富山県収入証紙を申込書下部余白に貼り付けること。）

(4) その他

駐車監視員資格者講習受講申込書は、平成26年1月6日（月）から同年1月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、富山県警察本部交通部交通指導課において交付する。

また、富山県警察のホームページに掲載された様式を印字して、使用しても構わない。

3 申込方法

富山県警察本部交通部交通指導課へ駐車監視員資格者講習受講申込書を持参すること。

なお、郵便による場合は、書留郵便とし、1月31日（金）までに必着とすること。

4 その他

受講に当たっては、筆記用具及び受講者本人であることを確認できる身分証明

書（運転免許証、パスポート等）を持参すること。

5 講習に関する問合せ先

富山県警察本部交通部交通指導課

電話 076-441-2211 内線5134、5135
